

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|-------------|----------------------|---|
| 処 分 の 名 称 | | 公告前建築等の承認 |
| 根拠条例・規則名 | | 都市計画法 |
| 条 項 | | 第 37 条第 1 号 |
| 所 管 部 課 | | 都市局 都市計画部 都市計画課 (電話：048-829-1428) |
| 審 査 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 公告前の建築等の承認基準については「公告前建築等の承認に関する基準」による。 |
| | 設定等年月日 | 平成 1 8 年 5 月 1 日設定 平成 2 5 年 8 月 1 日最終改正 |
| 標 準 処 理 期 間 | 期 間 (未設定の場合はその理由) | 行政庁における審査 8 日 |
| | 設定等年月日 | 平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |